

説明資料

(金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会
2026年2月3日

金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要

□ 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では投資対象化が進展

(注)国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有者割合はFX取引や社債等よりも高い。また、利用者の取引動機のほとんど(87%)は長期的な値上がりを期待したもの

- 暗号資産を
巡る喫緊の
課題
- ・ **情報提供の充実** (暗号資産発行時のホワイトペーパー(説明資料)等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)
 - ・ **適正な取引の確保・無登録業者への対応** (金融庁等に詐欺的な勧誘の相談が多数)
 - ・ **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応** (投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生)
 - ・ **価格形成・取引の公正性の確保** (インサイダー取引規制に関するIOSCO(証券監督者国際機構)の勧告や欧州等での法制化)
 - ・ **セキュリティの確保** (サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生)

□ 上記課題に対応するため暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することにより、**利用者保護の充実**を図る (暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではない)

□ 今般の規制見直しは、利用者保護と取引環境整備を図る必要性が高い我が国の暗号資産交換業者での取引を主眼に置くものであり、その規制見直しが及ぶ範囲はグローバルな暗号資産取引の一部に過ぎないという点も認識すべき。今後も国際的な連携を図りながら、対応を検討していくことが期待される

規制見直しの概要

1. 根拠法令の見直し

□ 暗号資産の規制法を**資金決済法**から**金商法**へ変更

(注)現行法の暗号資産の範囲は維持(暗号資産に該当しないNFT(Non-Fungible Token。主にゲームやアート等のデジタルコンテンツで利用されている)やステーブルコインは本見直しの対象外)

□ **有価証券とは異なる金融商品**として金商法に位置付け

2. 情報提供規制

□ 発行者がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に**情報提供義務**を課す

□ 発行者の資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、**暗号資産交換業者**に**情報提供義務**を課す

3. 業規制

- 基本的に**第一種金融商品取引業**に相当する規制を適用
- サプライチェーン全体のセキュリティ対策の高度化等を通じ、利用者財産の管理を強化
- **無登録業者**への**罰則引上げ**等を行うとともに、**投資運用行為**や**投資助言行為**も規制対象に

4. 不公正取引規制

- **インサイダー取引規制**を創設
- 証券監視委の**犯則調査権限**や**課徴金制度**を創設

「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要(情報提供規制)

中央集権型暗号資産

発行者がいる暗号資産
(例:IEOトークン※等)

※Initial Exchange Offering。交換業者が発行者に基づいて販売する暗号資産

情報提供の内容

- ・発行者と一般の利用者との間の情報の非対称性を解消させる必要
 - ✓ **発行者が資金調達を行う場合には、利用者に対する情報提供義務を課す**
(注)少人数・プロ投資家を相手方とする勧誘や、無償での付与、マイニング(暗号資産移転の承認作業)等の報酬としての付与については規制対象外
 - ✓ 発行者による資金調達を伴わず、暗号資産交換業者が独自に取り扱う場合は、当該暗号資産交換業者による情報提供義務を課す

- ・発行者の情報、調達資金の使途、対象プロジェクトに関する情報等
- ・暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等

上記以外の暗号資産

(例:ビットコイン等)

情報提供の内容

- ・暗号資産の技術性・専門性の観点で、一般の利用者と専門家との間の情報の非対称性を解消させる必要
 - ✓ **暗号資産交換業者による情報提供義務を課す**
- ・暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等

□ 上記の情報提供に加え、**継続情報提供**として、暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合の**適時情報提供**等の義務を課す

□ **情報の正確性の確保**及び**利用者保護**の観点から、

- ✓ 虚偽記載や不提供への**罰則・民事責任・課徴金**の規定を整備
- ✓ 暗号資産交換業者及び自主規制機関による**チェック機能の強化**。特に、審査の中立性・独立性を強化するため、自主規制機関に独立委員会又は独立組織を設置
- ✓ 中央集権型暗号資産の発行者による資金調達について、監査法人の財務監査が行われていない場合には、**投資上限**を設定
(注)株式投資型クラウドファンディングと同様の利用者の投資上限を設定(50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで(上限200万円))

「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要(業規制等)

基本的な方向性

- 第一種金融商品取引業に相当する規制を適用し、現行法の安全管理措置(原則コールドウォレット※1等での管理)等に関する規制については、金商法に同様の規制を設ける
※1 秘密鍵を常時インターネットに接続していない電子機器で管理する方法
- 無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、より厳格な規制の枠組み※2を設ける。また、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為を規制対象とする
※2 例えば、無登録業に関する罰則の引上げ(現行3年以下の拘禁刑等)。裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券監視委に申立て権限を整備
- 暗号資産が詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防ぐ措置を講じる
(例)新規口座開設直後にはアンホステッド・ウォレット(事業者が管理していない口座)へ移転できない等の熟慮期間を設ける等

主な規制等の概要

<業務管理体制の整備>

- 取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制を強化

<利用者財産の管理>

- 近年の不正流出事案の手口の巧妙化に対応するため、サプライチェーン全体を含めたより包括的なセキュリティ対策を強化
- 委託先へのサイバー攻撃により不正流出が生じた事案を踏まえ、暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供者に対する規制(事前届出、システムの安全性確保義務等)を導入

<責任準備金>

- 不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金を積み立て

<暗号資産の借入れ>

- 利用者から暗号資産を借り入れてステーキング※3等を行う業務に対する規制の導入

<銀行・保険会社における取扱い>

- 銀行・保険会社本体による暗号資産の発行・売買等は、引き続き慎重な検討が必要。投資目的での暗号資産の保有は、十分なリスク管理・態勢整備等が行われている場合には認める
- 銀行・保険会社の子会社については、今般の金商業規制の下、暗号資産の発行・売買等も可能とする

<DEX等への対応>

- DEX(分散型取引所)等への技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方について、各国の規制動向を注視しながら継続して検討

<サイバーセキュリティに関する取組み>

- サイバーセキュリティは、自助・共助・公助の組み合いで対処すべき課題。特に業界共助の取組みの発展が不可欠であり、当局としても後押し

※3 暗号資産を担保として差し出し、ブロックチェーンの安定稼働のための活動に参加した報酬を暗号資産で受け取る仕組み

「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の概要(不公正取引規制)

□ インサイダー取引規制

- ・ 現行の金商法では、暗号資産についても、有価証券と同様に、不正行為の禁止に関する一般規則や偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されているが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていない
- ・ 國際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、**暗号資産のインサイダー取引規制**を整備する
- ・ 具体的には、**上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組み※をベース**にしつつ、**暗号資産の性質を踏まえた規定振り**とする

※ 上場会社の業務等に関する「重要事実」に接近できる**特別の立場にある者**(インサイダー)が、当該事実の「公表」前に、取引の場に対する投資者の信頼を損なうような**売買等**を行うことを禁止

対象暗号資産	国内の暗号資産交換業者で扱われる暗号資産 取引所での取引か否かは問わない(DEXでの取引や利用者間の直接取引を含む)
重要事実	明確なものを個別列挙 (例:発行者の破綻、新規上場・上場廃止、大口取引等) した上で、バスケット条項で補完
規制対象者	暗号資産の発行者の関係者、暗号資産交換業者の関係者、大口取引を行う者の関係者
適用除外	「重要事実を知らなくとも取引したことを行為者が立証した場合」 は適用除外

□ 暗号資産に係る不公正取引についても、証券監視委の犯則調査権限・課徴金制度を創設

□ 不公正取引規制に対する**実効的なエンフォースメント**のため、暗号資産交換業者による売買審査や、**自主規制機関・証券監視委**による**市場監視体制の強化・整備**